米国企業透明性法に基づく報告義務縮小に関する暫定最終規則の公表（2025 年 3 月 21 日）

北米ニューズレター　　2025 年 3 月 28 日号

執筆者:
辰巳 郁
k.tatsumi@nishimura.com
梅田 賢
m.umeda@nishimura.com
市川 和輝
k.ichikawa@nishimura.com

1. はじめに

既報[1]のとおり、米国においては、2021 年 1 月 1 日に Corporate Transparency Act（CTA、以下「企業透明性法」といいます）が制定され、米国で事業を行う一定の企業は、実質的所有者情報（beneficial ownership information、以下「BOI」といいます）を、米国財務省（The Department of the Treasury）内の部局である米国財務省金融犯罪捜査網（The Financial Crimes Enforcement Network、以下「FinCEN」といいます）に対して報告する義務を負うこととされていました。その後、米国各地において企業透明性法の効力を争う裁判が複数提起され、その一部の裁判の結果に基づき、BOI の報告義務が停止・復活するなど、不安定な状況が続いていました。

2025 年 1 月 20 日、トランプ政権の復活に伴い、企業透明性法に基づく BOI の収集の有用性と規制上の負担のバランスが見直され、同年 2 月 27 日、FinCEN は、今後公表される暫定最終規則に規定される期限が経過するまでの間、企業透明性法に基づく BOI の報告書の提出又は更新の不履行を理由として、罰金や制裁金の賦課、強制措置を行わない旨を公表しました[2]。さらに、同年 3 月 2 日には、米国財務省から、当該暫定最終規則の発効後も、米国企業や米国人、またこれらの実質的所有者に対する罰金や制裁金を執行しないこととする旨が公表されました[3]。

このような状況の中、2025 年 3 月 21 日、FinCEN は、前記の各公表の内容に沿う形で、企業透明性法に基づく暫定最終規則（interim final rule、以下「本暫定最終規則」といいます）を公表しました[4]。その内容は、同月 26 日に連邦官報に掲載され[5]、即日発効しています。

---

1 詳細については、2024 年 12 月 26 日付の北米ニューズレター（https://www.nishimura.com/ja/knowledge/newsletters/north_america_241226）と、その中で引用する北米ニューズレターをご覧ください。

2 https://fincen.gov/news/news-releases/fincen-not-issuing-fines-or-penalties-connection-beneficial-ownership.

3 https://home.treasury.gov/news/press-releases/sb0038.

4 https://www.fincen.gov/news/news-releases/fincen-removes-beneficial-ownership-reporting-requirements-us-companies-and-us.

5 https://www.federalregister.gov/d/2025-05199.

© Nishimura & Asahi 2025

本暫定最終規則は、BOI の報告義務を負う報告会社の範囲を大幅に縮小するものであり、実務上も影響が大きいことから、本ニューズレターでその概要をご紹介いたします。

2. 本暫定最終規則による修正

(1) 米国企業の報告義務の免除

企業透明性法は、(i)「報告会社」（reporting company）に該当し、かつ、(ii)「適用除外」のカテゴリーのいずれにも該当しない事業体に対して、BOI の報告義務を課すこととしています。

従前の規則では、(i)「報告会社」は、(a)米国法に基づき設立された米国企業（domestic reporting company）と、(b)米国外の法律に基づいて設立され、かつ、米国の州務長官等に書類を提出して事業登録を行った米国外企業（foreign reporting company）によって構成されていました。

しかし、本暫定最終規則では、「報告会社」の定義には、(a)に係る規定が削除され、**(b)のみが BOI の報告義務を負う「報告会社」に該当する**こととなりました [6]。なお、疑義を避ける観点から、(ii)「適用除外」のカテゴリーに米国法人（domestic entity）が含まれることが明記されています [7]。

そのため、本暫定最終規則の下では、日本企業の米国子会社のように米国企業である限りは、米国外の株主を有する場合も含め、BOI の報告義務や、過去に提出した BOI の報告書の更新・訂正の義務を負わないこととなりました。これに対し、日本企業等、米国外の法律に基づいて設立され、米国で事業登録を行っている米国外企業は、引き続き「報告会社」に該当し、原則として BOI の報告等の義務を負うこととなります。

(2) 米国外企業の米国人の報告義務の免除

従前から、報告会社が報告すべき内容は、大きく分けて、(i)報告会社、(ii)実質的所有者、及び、(iii)（一定の場合は）会社申請者に関する情報とされており、本暫定最終規則の下でもこの限度では同様の規律が維持されていますが、前記(1)の報告会社の範囲に関する変更に加え、報告内容との関係では、(ii)について重要な変更が行われました。

すなわち、本暫定最終規則では、(ii)について、(a)**報告会社は、米国人（United States person）である実質的所有者情報（BOI）を報告する義務を免除**され、また、(b)米国人は、自らが実質的所有者となっている報告会社に関する BOI を提供する義務を免除される旨が明記されました [8]。

---

6 本暫定最終規則による改正後の§1010.380(c)(1)(i)(ii)。これに伴い、本暫定最終規則による改正後の規則では、本ニューズレター本文(a)の“domestic reporting company”と本文(b)の“foreign reporting company”という用語は用いられず、(b)のみが”reporting company”として定義される形になっています。

7 本暫定最終規則による改正後の§1010.380(c)(2)(xxiv)。なお、その他の適用除外カテゴリーの詳細は、2023 年 12 月 28 日付の北米ニューズレター（https://www.nishimura.com/ja/knowledge/newsletters/north_america_231228）の 2.ご参照.

8 本暫定最終規則による改正後の§1010.380(d)(4).

© Nishimura & Asahi 2025

この米国人（United States person）とは、1986 年内国歳入法典 7701 条(a)(30)に規定される意義を有するとされており [9]、具体的には、(A)米国市民・米国居住者、(B)米国の組合、(C)米国の会社、(D)一定の財団（estate）、(E)一定の信託（trust）が含まれます。

そのため、本暫定最終規則の下で報告会社となる米国外企業は、(i)報告会社、(ii)**米国人以外の**実質的所有者、及び、(iii)（該当する場合には）会社申請者に関する情報のみを報告する義務を負うこととなります[10]。

なお、本暫定最終規則においては、前記のとおり(ii)の限度で報告義務が免除されているに過ぎず、(iii)の会社申請者が米国人であったとしても、当該会社申請者である米国人の情報については、引き続き報告内容に含める必要があると考えられます。

3. 報告期限

前記のとおり、本暫定最終規則は、連邦官報に掲載された 2025 年 3 月 26 日に発効しており、報告会社に該当する米国外企業は、以下の提出期限までに BOI の報告書を提出・更新する必要があります。

事業登録の日/変更が生じた日	報告期限
2025 年 3 月 26 日よりも前	2025 年 4 月 25 日まで
2025 年 3 月 26 日以後	事業登録の日/変更が生じた日から 30 日以内

4. まとめ

本暫定最終規則の下では、米国企業及び米国人は BOI の報告義務を免除され、日本企業の米国子会社を含め、米国企業であれば、BOI の報告義務や過去に提出した BOI の報告書の更新・訂正の義務を負わないこととなりました。一方、米国外の法律に基づき設立された企業（例えば、日本の株式会社）が米国で直接事業登録を行っている場合には、引き続き BOI の報告義務を負うことなります。

FinCEN は、本暫定最終規則に関し、60 日間（2025 年 5 月 27 日まで）のパブリック・コメント期間を設け、コメントも踏まえて年内に最終規則を公表する予定であるとしていることから、本暫定最終規則の内容は今後変更される可能性があります。また、引き続き企業透明性法の効力を争う裁判が係属しており、その推移によっては、企業透明性法について再び全面的な効力の停止等が行われる可能性もあります。そのため、米国企業に対する関係でも BOI の報告義務が復活しないかも含め、引き続き企業透明性法の効力及びそ

---

[9] §1010.380(f)(10).

[10] 報告内容、実質的所有者及び会社申請者の意義については、2023 年 12 月 28 日付の北米ニューズレター（https://www.nishimura.com/ja/knowledge/newsletters/north_america_231228）3.ご参照.

© Nishimura & Asahi 2025

の範囲については注視する必要があります[11]。

また、本暫定最終規則は、各州において類似の報告義務を定めた州法（例えば、ニューヨーク有限責任会社透明性法等）に特に影響を与えるものではなく、州法において米国企業の BOI の報告義務を課す例が増加する可能性もあるため、この点に関しても注視する必要があります。

なお、日本企業が米国で事業を行う場合、大きく分けて、(i)米国に子会社を設立する方法、又は、(ii)米国子会社を設立せずに日本企業が直接に（必要に応じて支店を通じて）米国において事業登録を行う方法が考えられます。今後、本暫定最終規則の内容が維持される場合には、(i)の方法であれば BOI の報告義務を負わないのに対し、(ii)の方法では BOI の報告義務を負うことになり、自社の上級執行役（社長（president）、CFO、general counsel、CEO、COO 又は役職名にかかわらず類似の職務を遂行する上級執行役）を含む実質的所有者の特定や、報告すべき情報の収集、報告の実施、報告内容の変更後 30 日以内の更新といった実務上の負担が生ずることになります。

そもそも(ii)による場合は、(i)に比べ、米国での訴訟や税務等の観点からのリスクが大きく、特に事業上の許認可等の要請がない限り、一般論として(ii)は推奨されませんが[12]、今後米国進出を検討される日本企業の皆様におかれては、企業透明性法との関係からも、(ii)による場合の実務上の負担も踏まえた検討が必要となります。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター　配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com

[11] なお、企業透明性法の本文では、明示的に米国企業も報告会社に含まれる建付けが採用されているにもかかわらず、その委任を受けて政府が定める本暫定最終規則では米国企業が報告会社から除かれることについては委任の範囲を超えるとの主張がされる可能性もあると考えられます。もっとも、米国連邦議会においては、企業透明性法自体の改正又は廃止に関する議論も並行して進められており、これらの動向についても引き続き注視を要すると考えられます。

[12] 本ニューズレターでは割愛しますが、詳細については必要に応じて各執筆者までお問い合わせください。

© Nishimura & Asahi 2025